

農業委員会での手続きに必要な添付書類

種類		義務者・権利者	必要な添付書類等(申請時)	留意事項
農地法第3条	所有権移転 (売買・贈与)	売主(義務者)	土地全部事項証明書(法務局) ・認印	・売買の場合は、申請前に 売買額を協議願います。
		買主(権利者)	・認印 ・身分証明書(マイナンバーカード等)	
	所有権移転 (交換)	双方とも	土地全部事項証明書(法務局) ・認印	
	賃貸借権設定	貸主	土地全部事項証明書(法務局) ・認印	・収入印紙200円×2枚 ・申請前に契約期間と賃借 料を協議願います。
		借主	・認印 ・身分証明書(マイナンバーカード等)	
	使用貸借権設定 (年金受給)	貸主(受給者)	土地全部事項証明書(法務局) ・認印	・後継者移譲の場合は、両 者の戸籍抄本各1通添付願 います。
		借主(後継者)	・認印 ・身分証明書(マイナンバーカード等)	
		年金受給予定者等(貸主)は、他に賃貸借契約が無いか確認して下さい。		
※大仙市農業委員会管轄外の居住者は、居住地の耕作証明書を添付して下さい。				
農地法4条	4条転用許可	申請者	土地全部事項証明書(法務局) (※1) ・認印 ・位置図 ・公図 ・地積測量図(全筆でない場合) ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図(※2) ・事業計画書 ・土地改良区意見書 ・預貯金残高証明書又は金融機関等の融資証明書(※3) ・場所選定経過説明書等(第1・2種農地の場合) ・貸し付け計画書等(貸借契約書・合意書) ・その他必要な書類 ※法人の場合は、 法人登記事項証明書 、定款	※1 所有者の住所等が登 記と異なる場合は証明書(住 民票等)を添付願います。 ※2 農地条件により秋田県 農業会議常設審議委員会 (翌月25日前後)での審査後 に許可書を交付します。この 場合、申請地の造成状況 (盛土、擁壁、傾斜、水路等) が一目でわかる断面図の添 付が必要になります。 ※3 資金計画について、金 融機関発行の証明書を添付 願います。(証明できる書類 でも可)
			売主・貸主(義務者)	土地全部事項証明書(法務局) (※1) ・認印
農地法第5条	5条転用許可	買主・貸主(権利者)	・認印 ・位置図 ・公図 ・地積測量図(全筆でない場合) ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図(※2) ・事業計画書 ・土地改良区意見書 ・預貯金残高証明書又は金融機関等の融資証明書(※3) ・場所選定経過説明書等(第1・2種農地の場合) ・貸し付け計画書等(貸借契約書・合意書) ・その他必要な書類 ※法人の場合は、 法人登記事項証明書 、定款 ※一時転用の場合は、農地復元計画書	・5条転用許可後、土地改良 区に転用した旨を届出願 います。(清算金精算有りの場 合) ・5条申請の場合、申請前に 売買金額、賃借料を協議願 います。 ・宅地造成及び特定盛土等 規制法該当の場合、許可済 であれば「許可書の写し」、 申請中であれば地域振興局 農林部農業振興普及課で 「受理後の申請書写し」を添 付してください。(R7.5.26～)
			転用については、地域計画、農業振興整備計画、都市計画区域を確認して下さい。	
合意解約(18条6項の規定)			・双方の認印	・随時受付

※原則として毎月20日(土日祝日の場合は直前の平日)まで申請いただければ、翌月の総会に諮ることが出来ます。

※本人確認のため身分証明書(マイナンバーカード等)を確認する場合があります。

※代理人申請のときは委任者が実印押印のうえ委任状を提出(印鑑証明書を添付)願います。

※公社利用の場合は、公社マニュアルを参照願います。

~~※土地全部事項証明書600円/筆(書面)~~

※添付書類(証明書類)は、発行後3ヵ月以内の原本を提出願います。